経営内容のご報告

ANNUAL REPORT

2019

夢を語ろう、手をつなごう。

しののめ信用金庫

【 本店営業部 】 群馬県富岡市富岡1123　TEL.0274-62-3111

【　本　部　】 群馬県高崎市上中居町58　TEL.027-330-1175

しののめ信用金庫

ANNUAL REPORT 2019

理事長　横山　慶一

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃のご支援とご愛顧に対して、心より厚く御礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌「経営内容のご報告 ANNUAL REPORT2019」を作成いたしましたので、皆さまには本報告書をご高覧のうえ、当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸甚に存じます。

平成30年度の日本経済は、総じて堅調に推移したものの、米国の経済政策運営やそれが国際金融市場に及ぼす影響などによる海外経済の減速の動きを背景として、輸出・生産面等に陰りがみられています。

一方、日本銀行前橋支店が月次公表している「群馬県金融経済概況」では、平成29年10月に県内景気判断を「回復している」に引き上げて以降、平成30年度を通してこの判断が維持されました。しかしながら米国の金融政策や貿易問題における保護主義的な動きなどを要因とした海外経済の減速から、今後は県内景気への影響も懸念されます。

こうした地域経済や社会環境を踏まえ、当金庫ではお客さまへの徹底した訪問活動や、来店したお客さまへの親密なコミュニケーションを基礎として、常にお客さまに寄り添い「対話」を重ね、お客さまの課題解決に取り組むことが、より一層必要であると認識しています。事業先に対しては、金融面のご支援はもとより、創業、事業承継、販路拡大、多様な人材の活用支援、補助金申請のお手伝いなどの本業支援、個人のお客さまには専担者制度を取り入れた信用金庫らしい総合金融サービスの提供など、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。また、「アプリバンキング」の取り扱いや「Origami Pay」の導入支援、クラウドファンディング企業との提携など、新たな分野にも積極的に取り組んでおります。

こうした取り組みの結果、預金については個人預金で1,773百万円増加、法人預金は3,865百万円増加しました。一方で、地方公共団体等からの公金預金は10,183百万円減少したため、全体では前期比4,415百万円減少し970,731百万円となりました。貸出金は前期比10,178百万円増加し、456,749百万円となりました。当期純利益は103百万円減少しましたが、809百万円を計上しております。これも偏に皆さまのご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

平成が終わり、令和という新しい時代がスタートしました。当金庫は基本理念「愛本位主義」のもと、「信用金庫らしさ」を追求し、変わることなくお客さまや地域の皆さまに多くの「価値」を創造・提供する「価値創造金庫」として、役職員一丸となってお客さまの繁栄と地域の活性化に貢献して参ります。

今後も変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和元年7月

CONTENTS

1 ごあいさつ・目次（CONTENTS）
2 事業の概況
3 金庫の事業の運営に関する事項
5 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
7 金庫の概要と組織
8 報酬体系について
9 総代会

11 財務諸表
17 経営指標
19 預金・貸出
21 証券・時価情報
23 リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

25 バーゼルⅢ「第3の柱」
35 金庫の主要な事業の内容・金庫のあゆみ
36 信金中央金庫のご案内
37 開示項目一覧
38 店舗のご案内

● この冊子に記載の金額はすべて単位未満を切り捨てて表示しております。
● 金額の表示は、単位未満の場合は「0」、該当金額がない場合は「－」と表示しております。

事業の概況

業績概況（平成30年度）

（1）預　金

平成30年度についても、引続き営業地区内における取引のメイン化とシェア・アップを目的に、個人のお客さまに対しては生涯取引の視点から、各種金融商品のご案内・ご提案の活動を継続して取り組みました。他方、法人のお客さまに対しては新規取引先の売上金受入や各種決済による口座利用を推進しました。個人預金は前期比で、1,773百万円（0.22%）増加、法人預金は3,865百万円（2.92%）増加しました。一方、公金預金は10,183百万円（△22.01%）の減少でした。預金合計では、公金の減少により4,415百万円（△0.45%）減少し970,731百万円となりましたが、期中平均残高は17,203百万円（1.78%）増加し978,770百万円となりました。

（2）貸出金

中小企業の経営環境は、慢性的な人手不足や後継者問題などから厳しい状況が続いておりますが、お取引先の資金繰り相談、創業支援、事業再生、ビジネスマッチング、事業承継・M&Aなど多岐に亘る経営上の課題解決に積極的に関わることで、コンサルティング機能の向上・充実に取り組んでまいりました。個人融資においては、住宅ローンをはじめ、自家用車購入あるいは教育資金など各種ローンの推進のほか、インターネット完結による非対面型フリーローンを積極的に案内することで顧客利便性の高いサービスの提供を継続しております。これらの結果、競合金融機関との貸出競争は激しさを増しているものの、貸出金残高は前期比で10,178百万円（2.27%）増加し456,749百万円となり、期中平均残高は7,492百万円（1.69%）増加し、449,327百万円となりました。

（3）損　益

① 経常利益

「経常収益」は前年度と比べて44百万円（△0.35%）減少し、12,454百万円となりました。競合金融機関との競争やマイナス金利の影響による貸出金利の低下を受けて貸出金利息が155百万円（△2.34%）減少しました。また、預け金利息が43百万円（△6.48%）減少しました。

「経常費用」は前年度と比べて55百万円（0.50%）増加し、11,014百万円となりました。国債等債券償還損が63百万円（80.84%）増加したことが主な要因です。

この結果、「経常利益」は前年度と比べて99百万円（△6.47%）の減益となり、1,440百万円の計上となりました。

② 税引前当期純利益及び当期純利益

「税引前当期純利益」は、前年度と比べて212百万円（△13.90%）減少し1,314百万円となりました。「当期純利益」は「税引前当期純利益」から「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を控除して、前年度と比べて103百万円（△11.29%）減少の809百万円となりました。

金庫の事業の運営に関する事項

■ リスク管理の態勢

リスク管理の方針

金融機関を取り巻くさまざまなリスクが一段と複雑化かつ多様化しているなかで、お客さまに安心してお取引いただけるよう、リスク管理態勢の確立が不可欠となっております。当金庫では、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクを統合的に管理する部署として、リスク統括部を設置し態勢の整備を図っております。

コンプライアンス（法令等遵守）を基盤としたリスク管理の重要性の認識を高め、個々のリスクへの対応力を向上させるとともに、リスクの一元的な管理により、リスクの総量を当金庫の体力と照らし合わせながら適切な管理を行う方針です。

また、適正な収益を確保することによって、自己資本の一層の充実を図り、許容できるリスク量を高め、信用金庫としての社会的使命を全うするに足りうる基盤づくりに努めてまいります。

審査管理体制

当金庫の信用供与（貸出）が、与信先（債務者）の業況悪化等から当初の約束どおりの利息支払いや元本返済が履行されなくなるリスク（信用リスク）を管理するため、融資審査、債権管理、経営相談、人材育成など多面的な角度から次のように対応しております。

1）融資審査体制と人材育成

融資審査を担当する融資部は、営業推進部門（営業統括部）の影響を受けない独立した組織構成としており、信用金庫業界全体で収集蓄積されたデータベースを利用した企業信用格付制度の導入や、事業性評価による実態把握などにより、審査体制の充実を図っております。

また、営業・融資担当の職員に対しては本部審査部門と経営相談部門における融資トレーニー制度の活用や、OJT、自主勉強会、研修会等を通じて、審査能力のレベルアップを図っております。

2）債権管理及び相談支援業務

経済構造が激変するなかで、お取引先企業の経営改善に向けた経営相談・経営支援の機能を融資部に設置しております。お取引先企業の事業が順調に伸展することにより、結果として信用リスクに係る具体的な管理の実効性が高まるとの認識に基づく対応です。

金融機関の健全性を確保するために、自己資本の充実の状況に応じて適時に必要な行政措置を国が講じる「早期是正措置」制度が導入されております。この制度に適切に対応するために、金融機関自ら資産の査定基準を定めて厳格な自己査定を行い、その結果に基づき、適切な償却・引当を行うことが求められております。当金庫では、早期是正措置はもとより会計基準や金融検査マニュアルなどの枠組みに沿って資産査定基本規程を定めるとともに、資産管理全般を担当する資産管理部を設置しております。資産管理部は厳格な自己査定の実施を統括するほか、劣化したリスク管理債権の早期回収と回収率の向上を図るための任務を担当しております。

3）貸出資産の自己査定の体制

貸出資産の自己査定は、資産査定統括役員の管理のもと、第一次査定を営業店が、第二次査定を資産管理部が行い、査定結果の検証を他の部門から独立した監査部が実施する体制とし、牽制機能を確保したうえで規程や基準に従って厳格な自己査定を行っております。

内部監査体制

金庫業務全般に対して、公正かつ客観的立場から、内部管理態勢・リスク管理態勢の適切性や有効性を検証するとともに、その結果に基づく問題点の改善提言を通じて、金庫業務と資産の健全性・適切性を確保していくために、次のように対応しております。

1）監査部門の独立性の確保と体制整備

監査部は、他の業務部門から独立した理事長直轄部門とし、十分な牽制機能が働く組織としております。また、監査スタッフの配置には経験等を十分配慮するとともに、金融環境の変化に対応して、内部監査規程の改正整備等を図りつつ、実効性の高い内部監査の実現に向け体制整備と監査機能の充実に努めております。

2）内部監査

監査部は、事務処理の正確性の確保や不正防止等の観点から実施する事務検査中心の監査にとどまらず、コンプライアンス（法令等遵守）態勢が有効に機能しているか、リスク管理が実際に各業務のリスク低減・回避に有効なものとなっているか、また、管理のプロセスに問題はないか等について検証し、問題点の是正・改善を進めることを目的として、全営業店及び本部に対し臨店監査を実施しております。

なお、内部監査結果は経営陣に報告するとともに、内部監査を通じて確認した重大な不備や問題点等については、その発生原因・過程を正確に分析し、改善が必要な場合には改善提言を行って、業務の適切性や効率性の確保・維持に努めております。

■ コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

遵法の企業風土

1）信用金庫法に基づいてその使命遂行に徹してまいりました。

経営の健全性と公共性にこだわりつつ、長い歳月のなかで健全な企業風土の醸成に努めてまいりました。お取引先との関係は信義誠実な姿勢と節度ある健全な関係を維持し、広く地域の信任を培ってまいりました。これまで、浮利の追求や業績至上主義の路線とは全く無縁で遠く距離を置いて地道な事業を営んでまいりました。

2）「法を守る者は法によって護られる。」信用の根幹とした第一の条件です。

昭和30年代から第6代吉野理事長の遺訓が今なお語り継がれています。これらは多様な場面での業務遂行における大切な判断基準になっています。この言葉の他にも、「顔や権力に屈するな。」「旨い話にはのるな。」「不純なお金は預かるな。」などの遺訓も語り継がれ、これらの伝承啓蒙はいまも弛みなく続けています。

態勢整備と啓蒙・実践

1）新しい時代の要請に応えたコンプライアンス態勢の整備に努めています。

金融機関経営の公共的責任を踏まえ、経営者自身の責任を明確にするとともに経営態勢が法令や規則に準拠して、厳正に機能する企業統治の実現を図ります。そのためコンプライアンス統括役員と統括部署（リスク統括部）を定め、専任担当者を配置しているほか、コンプライアンス委員会の設置と統制態勢を強化しています。また、各部店にはコンプライアンス部門責任者・コンプライアンスオフィサーを任命して部門ごとの取組態勢を強化するとともに、統括部署にコンプライアンスに関する相談窓口（ホットライン）を設けるなど内部牽制機能も整備しております。

なお、お客さまからの苦情・相談に対応するため「お客さま相談室」を統括部署に設置しております。

2）コンプライアンス態勢を整えて指導・統括・研修などを強化しています。

しののめ信用金庫はコンプライアンスの取り組みを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、事業年度ごとに法令等遵守の実践計画（コンプライアンスプログラム）を策定し、コンプライアンス施策を実施しています。各部門では、四半期に一度全職員がコンプライアンスチェックリストに基づくセルフチェックを実施しているほか、コンプライアンス総括規程やマニュアル等に基づく啓蒙をはじめとして、新しい法令の制定や法令改正に応じた勉強会等に取り組んでおります。

また、各部門からはコンプライアンスの取組状況等を四半期ごとに統括部署に報告しているほか、統括部署では営業店への立入りによるモニタリングを実施し、遵守状況の把握や相談・指導等を通じてコンプライアンス態勢の機能強化に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、群馬県金融機関警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度の対応

●苦情処理措置

苦情につきましては、当金庫営業日に営業店（9時～17時、電話番号は38ページ参照）またはお客さま相談室（8時45分～17時、電話：0120-160-088）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、群馬県弁護士会（電話：027-234-9321）の群馬県弁護士会紛争解決センターや東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

中小企業の経営支援や地域経済の活性化等に取り組むため、お客さまの実態に即したきめ細かな金融支援等を実施し、発展性のある地域社会づくりに貢献いたします。

地域金融機関としての当金庫の真価を発揮すべく、以下の方針のもと様々な施策に取り組んでまいります。

① 当金庫は、中小企業金融円滑化の期限到来後も、これまでと変わらず、お客さまとのリレーションシップを十分にとり、貸出条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいります。

② 当金庫は、お客さまのライフステージに応じた経営課題を把握し、課題解決型のコンサルティング機能を発揮し、最適な解決策を一緒になって考え、提案し、支援してまいります。

③ 当金庫は、お客さまからご融資の相談や貸出条件の変更等のお申し出があった場合には、お客さまの抱えている経営課題を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

外部専門機関等との連携を強化し、お取引先企業の販路開拓、海外進出、産学官との連携、補助金申請及び生産性改善等の支援を実施しており、以下のような態勢整備をしております。

① 当金庫が代表機関となり、当金庫営業エリア内の商工会議所および商工会連合会を構成機関とした地域プラットフォーム「シルクカントリープラットフォーム」を設立し、経営改善等をサポートいたします。

② 外部専門機関との連携を強化し、取引先のニーズ・課題解決に向けた支援を強化する態勢整備を行っております。

〈主な連携先〉

・信金中央金庫、全国信用金庫協会、関東信用金庫協会、信金キャピタル㈱

・経済産業省関東経済産業局、中小企業基盤整備機構関東本部、日本貿易振興機構、㈱日本貿易保険

・群馬県、群馬県産業支援機構、北関東産官学研究会

・群馬大学、高崎商科大学、㈱パソナ、㈱シバタエンジニアリング、ポリテクセンター群馬

他

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

① 創業・新事業開拓の支援

各地区の商工会議所や商工会、中小企業センター等の情報交換や連携強化を図り、創業・新事業の開拓支援を行いました。

当金庫主催による、赤れんが塾創業スクール無料セミナーを4月に開催し、「赤れんが塾創業スクール」を5月から8月まで7回にわたり開講しました。

平成30年度の創業・新事業支援制度資金の取扱実績については、以下のとおりです。

（単位：百万円）

商品名	平成30年度取扱実績		平成31年3月末現在融資残高	
	件数	金額	件数	金額
創業関連保証	2	12	8	43
前橋市起業家独立開業支援資金	8	73	124	559
高崎市新分野進出資金	0	0	1	8
高崎市創業支援資金	7	51	64	271
群馬県創業者支援資金	3	13	21	31
群馬県創業者支援資金再チャレンジ資金	9	45	69	209
合計	29	196	287	1,122

②成長段階における支援

当金庫は、コンサルティング機能の発揮による取引先の経営改善支援や地方公共団体、中小企業関係団体等との連携によるビジネスマッチング、産学官連携による技術開発支援等を通した新たな販路獲得等に向けた支援及び中小企業診断士、税理士等の知見を活用した収益性や財務等の改善支援を積極的に実施しております。主な取り組み実績は以下のとおりです。

a 平成30年10月2日、「第6回しののめ信用金庫フードビジネス個別商談会」を開催しました。（群馬県、栃木県、茨城県、新潟県、長野県、静岡県の6県16信用金庫が連携）

b 日本貿易振興機構（ジェトロ）による新輸出大国コンソーシアムを活用して、お取引先企業の海外展開を支援しました。

③事業承継の取組み

平成29年10月、中小機構関東、信金中央金庫、信金キャピタル㈱及び地元士業の方々との連携による事業承継検討に係る組織体制を構築し、個々のお客様の事業承継問題に取り組んでおります。

また、お客さまに対して事業承継への早期着地の必要性を伝えるために、平成29年12月から群馬県事業承継ネットワーク事務局が企画したお客様向けアンケート調査を実施するとともに、群馬県産業支援機構の「事業承継計画」策定支援、専門家派遣のご案内を積極的に行っております。

④経営改善・事業再生・業種転換等の支援

中小企業再生支援協議会や税理士等の外部専門機関と連携し、具体的な提案及び再生計画策定支援を積極的に行っております。主な取り組みは以下のとおりです。

a 経営相談先の経営改善計画の達成向上を図るために定期的にモニタリングを実施し、外部専門家と連携した経営改善支援など適宜適切な指導やアドバイスの実施、及びミラサポ（未来の企業応援サイト）や改善チャレンジ事業等を通じた専門家派遣事業による、お取引先企業の支援をいたしました。

・お取引先に対して、経営改善計画書策定支援に関する専門家派遣を実施。

b 再生が必要とされる先については、中小企業再生支援協議会などと連携を図り取り組んでいます。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

①地域の特色（自然、歴史、文化、風土等）を重んじ、相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働により、地域社会の発展と地域経済の活性化、市民サービスの向上に資することを目的として「地域活性化に向けた包括連携に関する協定書」を各地方自治体と提携いたしました。提携先は以下のとおりです。

＜提携先：富岡市、前橋市、安中市、藤岡市、みどり市、下仁田町、高崎市、伊勢崎市＞※提携順

②日本財団「わがまち基金」地方創生支援スキームに係る助成金を活用し、地域の「編集」を通じた地方創生支援事業「上信電鉄沿線　まちの編集社」の取り組みを開始しました。

③「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録や、「上野三碑」の世界記憶遺産登録を契機とする地域活性化に取り組んでいます。主な取り組みは以下のとおりです。

・世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」に関連する各種事業性資金など地元の商店街や事業者の取り組みを積極的に支援することを目的とした、地域活性化応援資金「赤れんがローン」及び地場産業応援ファンド「絹の里ファンド」を取り扱いしております。

・世界遺産である「富岡製糸場」の活性化を推進するNPO法人「富岡製糸場を愛する会」の事務局を務め、同会の運営における様々な活動の支援を行いました。

・全国の信用金庫からの年金旅行等を積極的に誘致し、お出迎え等のおもてなしを行いました。

・今年度も、平成30年4月～平成30年12月、平成31年3月の第2土曜日・第4日曜日に実施する「リレー・フォー・クリーン2018-2019TOMIOKA・SEISHI」（富岡製糸場及び周辺の清掃作業）に、多くの当金庫職員がボランティアとして参加しました。

5.「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	30年度
新規に無保証で融資した件数	754件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	14.94%
保証契約を解除した件数	78件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	4件

金庫の概要と組織

■ 概　要

名　　称	しののめ信用金庫
所 在 地	群馬県富岡市富岡1123
創　　立	1925年（大正14年）6月25日

■ 役員一覧（令和元年6月末日現在）

理事長	横山　慶一	（代表理事）※1
常務理事	木村　恵治	（代表理事）
常務理事	長谷川　登	（代表理事）
常勤理事	宮下　貴志	
常勤理事	廣澤　英樹	
常勤理事	山田　恵弘	
常勤理事	高坂　豊	
理事	曽我　孝之	※1
理事	真下　勝夫	※1
理事	三原　豊章	※1
常勤監事	黒澤　朋之	
監事	清塚　博行	※2
監事	大西　勉	

※1　横山慶一、曽我孝之、真下勝夫、三原豊章は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界の申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　清塚博行は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■ 組織図（令和元年6月末日現在）

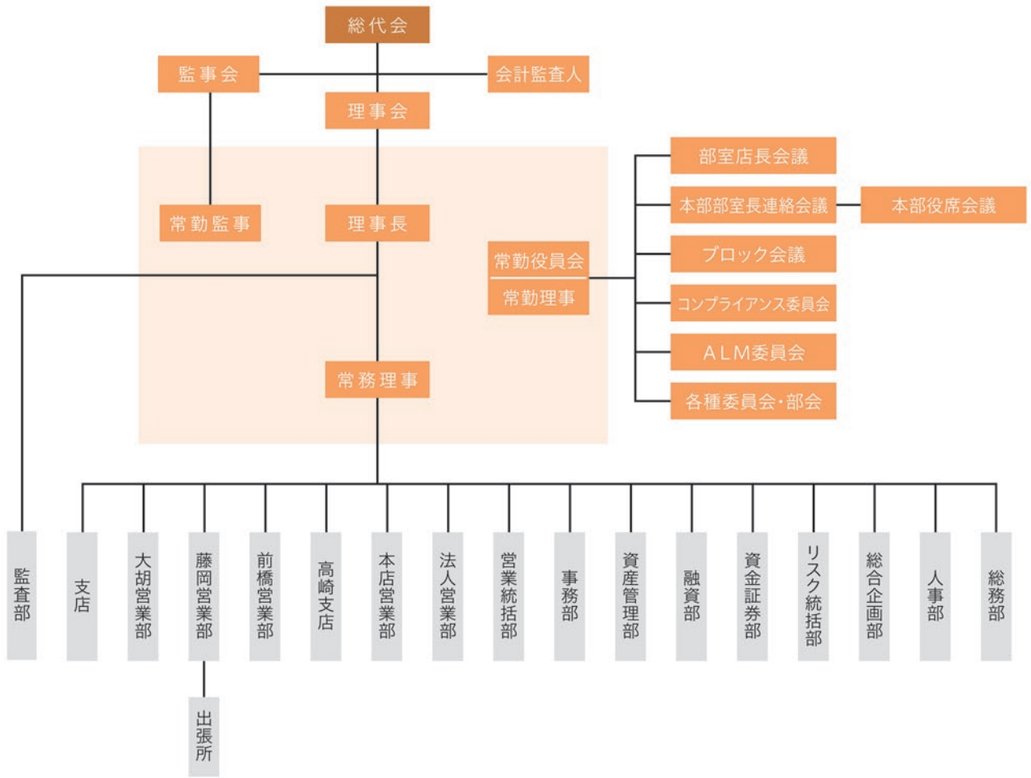

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用させる退職慰労金の支払いに関して、主としてその金額の決定方法等を規程で定めております。

（2）平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	178

（注）1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」148百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第１３２条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成２４年３月２９日付金融庁告示第２２号）第３条第１項第３号及び第５号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

総代会

■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫の会員数は65,157名（平成31年3月31日現在）とたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の皆さまの中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、会員の皆さまからの意見聴取※やお客さま方で構成される組織・サークルなどの活動において、ご要望などを確認するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にして、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

※会員からの意見聴取といたしまして、意見・要望の投書用紙を店頭に設置、電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動の実施などを通じて、会員の意見を経営に反映させております。

総代会は、会員の皆さま一人ひとりの意見を適正に反映するためのひらかれた制度です

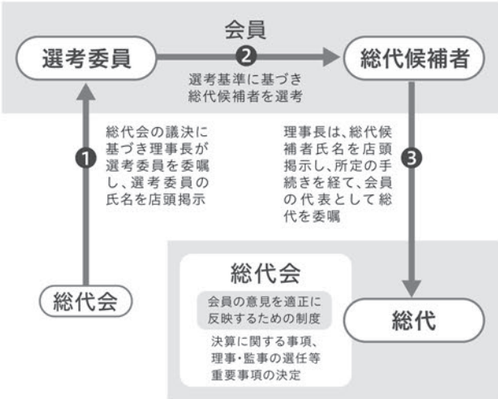

総代が選任されるまでの手続き

●上記フロー図は、当金庫定款において定める総代選任手続きに基づいております。

■ 総代とその選任方法

● 総代の任期・定数

●総代の任期は3年です。

●総代の定数は、140人以上210人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

● 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

（注）総代候補者選考基準

1. 地域においてその事情に精通し、貢献度も高く、信望の厚い方
2. 地域の産業、経済、文化の発展に関心をもち指導的立場にある方
3. 良識ある判断力と行動力を有し、総代として十分活動ができる方
4. 人格、識見に優れ、地域金融の重要性を理解し、金庫の存立と発展に寄与できる方
5. 金庫の使命と経営理念に共感し、経営方針への理解も深く、協同組織性の理解の上に立って金庫との良好な取引関係を有する方
6. 遵法精神と倫理観が高く、法規違反ならびに金庫の定款に定める会員資格等に抵触していない方

■ 第74期通常総代会の決議事項

令和元年6月24日第74期通常総代会を安中市内のホテルにて開催し、下記の議案を審議可決いたしました。

● 報告事項

第74期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

● 決議事項

第1号議案　第74期剰余金処分案の承認を求める件
第2号議案　定款の一部変更に関する件
第3号議案　会員除名に関する件
第4号議案　任期満了に伴う役員の選任に関する件
第5号議案　退任役員に対する役員退職慰労金の支給に関する件

■ 総代の氏名等（令和元年5月31日現在、50音順、敬称略）

選任地区	人数	氏名
第1区	32名	飯塚忠勇⑤／飯野豊①／石井三男①／入山敏郎③／入山久子⑤／入山正男③／岩井重夫⑤／大塚進⑤／加納素子⑤／木村正治⑤ 小柴聡①／小堀良夫⑤／斉藤征也⑤／佐々木建一③／佐藤克佳⑤／佐藤康浩②／清水延雄⑤／杉山洋一⑤／高沼和儀⑤／髙橋利宏③ 滝上英雄⑤／田口基⑤／田中和彦③／田村徳良①／勅使河原正己①／堀口良一①／三木雄次⑤／宮崎誠⑤／宮前有光⑤／茂木和弘② 山田浩①／湯浅泰弘⑤
第2区	20名	安斉郁宏①／入沢正夫⑤／上原康廣④／大澤信太郎⑤／岡野明⑤／荻野匡司④／神戸善雄⑤／木田幸一②／柴田洋⑤／須藤英仁⑤ 田村百合子⑤／富岡隆⑤／長尾秀夫⑤／半田信雄⑤／半田一⑤／茂木清⑤／茂木吉成⑤／山田敏夫⑤／横山孝明⑤／吉田茂雄③
第3区	25名	青木寛⑤／畔上賢治⑤／石田房嗣⑤／今井和久⑤／岩井健人⑤／梅澤徹⑤／江原友道⑤／大理淳一⑤／小坂裕一郎①／小林長三郎⑤ 齊藤誠②／塩原吉三⑤／柴山秋廣⑤／鈴木均①／竹越正博⑤／竹村省⑤／塚本定夫③／豊田一郎⑤／永田長生⑤／新田元大⑤／林直男⑤ 堀正昭⑤／町田勤⑤／村田茂行⑤／山口武志①
第4区	41名	相原武⑤／新井和成②／新井利次⑤／井草晃①／井草勝幸⑤／石倉肇一⑤／井上幸己①／浦山全①／大植保則④／加藤勝二⑤／神山勝⑤ 木島良平⑤／木村修三⑤／熊井戸浩一①／小井土靖⑤／小林明⑤／小見紀久男⑤／齊藤守雄⑤／佐々木弘道⑤／志村勇⑤／白井博④ 神宮誠⑤／関口功⑤／善如寺辰郎⑤／髙橋和雄③／髙柳正行⑤／竹内一普①／永井芳郎③／根岸淳①／根岸岳史⑤／野村隆⑤ 萩原正弘①／広瀬彪夫⑤／深井正毅⑤／福田賢哉⑤／堀越一郎⑤／眞下俊明②／室岡信行⑤／茂木勝⑤／矢島伸之①／横田光二⑤
第5区	57名	阿部実①／荒井芳明⑤／飯野幹忠⑤／石橋照夫⑤／石綿正彦④／井上治⑤／入澤拓夫②／岩嵜廣志①／江黒純一⑤／小川博⑤ 片平孝弘②／加藤真一①／門倉正①／兼井元治⑤／狩野吉秀⑤／神山光永①／川﨑弘②／北爪英樹⑤／木村悦次⑤／木村清高④ 廣山悟①／小林要一①／佐伯一④／設楽誠一⑤／清水正一②／須賀清次⑤／関口一成⑤／関口典明②／関根映一⑤／髙野紘一⑤ 高橋明⑤／髙橋秀一⑤／髙橋保⑤／田島勉⑤／立見丈夫⑤／田部井俊勝④／都丸高志④／都丸正樹⑤／野口光正⑤／橋詰一彦③ 原嶋健一⑤／平出昌男⑤／平方宏②／廣田哲也②／福島勇人①／細野一孝③／峯岸祥子⑤／宮下進①／宮下学②／茂木誠①／茂木実④ 山口廣幸⑤／横田正弘④／吉田泰彦⑤／米岡孝夫⑤／和佐田幸子②／渡邊孝②
第6区	23名	阿部利夫⑤／天沼潔⑤／飯塚俊直①／井野益美⑤／今井正典⑤／江原利夫⑤／大川弘志①／大川博之②／小片勝造⑤／栗原公夫⑤ 古賀廣成⑤／佐藤正之⑤／山藤浩一⑤／清水徳次①／白石昌一①／髙橋祐介③／竹並紀松④／平方浩①／星野幸男②／堀洋⑤ 宮原一二②／山口茂⑤／湯澤弘⑤

（注）丸数字は合併後の総代就任回数。

第1区　富岡市　　第2区　甘楽郡、安中市、長野県佐久市、北佐久郡軽井沢町　　第3区　藤岡市、多野郡　　第4区　高崎市、渋川市、北群馬郡　　第5区　前橋市
第6区　桐生市、みどり市、太田市、伊勢崎市、佐波郡、埼玉県本庄市、熊谷市（旧大里郡妻沼町・大里町・江南町を除く）、深谷市、大里郡、秩父市のうち旧秩父郡吉田町、児玉郡

〔総代の属性等別構成比〕
職業別：法人・法人の代表者 90%、個人事業主 7%、個人 3%　年代別：80代以上 12%、70代以上 41%、60代以上 28%、50代以上 14%、40代以上 5%
業種別：製造業 24%、建設業 19%、小売業 19%、サービス業 24%、その他 14%　（注）業種別の構成比は法人・法人代表者および個人事業主に限る。

総代会

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

単位：百万円

科　目	29年度（第73期）	30年度（第74期）
現金	7,634	8,792
預け金	277,652	241,822
買入金銭債権	2,104	1,162
金銭の信託	—	—
有価証券	282,001	303,201
国債	16,611	16,561
地方債	29,852	32,222
社債	101,998	95,014
株式	2,251	2,000
その他の証券	131,287	157,403
貸出金	446,570	456,749
割引手形	4,021	3,708
手形貸付	27,350	32,856
証書貸付	391,146	397,475
当座貸越	24,052	22,708
その他資産	5,594	5,778
未決済為替貸	172	294
信金中金出資金	3,944	3,944
前払費用	23	54
未収収益	1,266	1,288
その他の資産	187	195
有形固定資産	9,400	9,294
建物	2,530	2,572
土地	6,068	5,963
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	801	757
無形固定資産	355	9307
ソフトウェア	180	133
その他の無形固定資産	174	174
前払年金費用	1,442	1,529
繰延税金資産	1,319	534
債務保証見返	723	661
貸倒引当金	△6,271	△4,872
（うち個別貸倒引当金）	(△4,759)	(△3,265)
その他の引当金	—	△48
合　計	1,028,527	1,024,913

■ 純資産額・総資産額

単位：百万円

科　目	29年度（第73期）	30年度（第74期）
純資産額	34,425	35,756
総資産額	1,027,803	1,024,251

●総資産額については貸借対照表の資産の部の合計から債務保証見返を控除しております。

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

単位：百万円

科　目	29年度（第73期）	30年度（第74期）
預金積金	975,146	970,731
当座預金	13,897	13,683
普通預金	384,392	415,412
貯蓄預金	9,228	9,365
通知預金	1,618	1,933
定期預金	527,563	495,564
定期積金	34,263	30,649
その他の預金	4,182	4,122
借用金	14,350	14,000
借入金	14,350	14,000
その他負債	1,171	1,201
未決済為替借	284	406
未払費用	196	148
給付補填備金	27	13
未払法人税等	22	22
前受収益	143	179
払戻未済金	23	40
払戻未済持分	—	0
職員預り金	229	227
資産除去債務	98	94
その他の負債	144	68
賞与引当金	273	271
退職給付引当金	1,793	1,842
役員退職慰労引当金	191	106
睡眠預金払戻損失引当金	27	20
偶発損失引当金	167	70
再評価に係る繰延税金負債	255	249
債務保証	723	661
負債計	994,101	989,156
出資金	11,060	11,005
普通出資金	5,060	5,005
優先出資金	6,000	6,000
資本剰余金	1,500	1,500
資本準備金	1,500	1,500
利益剰余金	19,616	20,233
利益準備金	2,092	2,192
その他利益剰余金	17,523	18,040
特別積立金	12,500	12,500
当期未処分剰余金	5,023	5,540
処分未済持分	△81	△81
会員勘定合計	32,094	32,656
その他有価証券評価差額金	1,934	2,718
土地再評価差額金	396	381
評価・換算差額等合計	2,330	3,100
純資産計	34,425	35,756
合　計	1,028,527	1,024,913

■ 損益計算書

単位：百万円

科　目	29年度（第73期）	30年度（第74期）
経常収益	12,498	12,454
資金運用収益	10,158	10,030
貸出金利息	6,608	6,453
預け金利息	670	627
有価証券利息配当金	2,782	2,846
その他の受入利息	97	103
役務取引等収益	1,157	1,339
受入為替手数料	541	544
その他の役務収益	615	794
その他業務収益	464	456
国債等債券売却益	264	437
国債等債券償還益	191	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	8	19
その他経常収益	718	628
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	154	156
株式等売却益	131	144
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	431	326
経常費用	10,958	11,014
資金調達費用	178	124
預金利息	116	80
給付補填備金繰入額	16	8
借用金利息	5	0
金利スワップ支払利息	38	33
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	683	740
支払為替手数料	178	181
その他の役務費用	504	559
その他業務費用	100	147
国債等債券売却損	17	3
国債等債券償還損	79	142
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	3	1
経費	9,407	9,134
人件費	6,333	6,087
物件費	2,935	2,910
税金	138	136
その他経常費用	589	866
貸倒引当金繰入額	375	240
貸出金償却	173	351
株式等売却損	0	127
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	4
その他の経常費用	40	142
経常利益	1,540	1,440
特別利益	3	0
固定資産処分益	3	0
その他の特別利益	—	—
特別損失	16	125
固定資産処分損	14	124
減損損失	2	1
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	1,526	1,314
法人税、住民税及び事業税	23	25
法人税等調整額	590	479
法人税等合計	614	505
当期純利益	912	809
繰越金（当期首残高）	4,111	4,716
土地再評価差額金取崩額	—	14
当期未処分剰余金	5,023	5,540

■ 剰余金処分計算書

単位：千円

科　目	29年度（第73期）	30年度（第74期）
当期未処分剰余金	5,023,749	5,540,541
剰余金処分額	307,520	296,537
利益準備金	100,000	90,000
普通出資に対する配当金	99,520	98,537
配当率	2.00%	2.00%
優先出資に対する配当金（※1）	72,000	72,000
配当率	0.80%	0.80%
優先出資に対する配当金（※2）	36,000	36,000
配当率	1.20%	1.20%
特別積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	4,716,228	5,244,004

※1 発行価額90億円（平成19年3月発行）
※2 発行価額30億円（平成22年4月発行）

会計監査法人による監査

当金庫は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下の、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月25日
しののめ信用金庫
理事長　横山　慶一

財務諸表

注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28 年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　3年～50年
   その他　3年～15年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業関連部署が、二次査定を資産査定部署が実施し、最終査定を当該部署から独立した監査部及び資産査定統括役員が行い、その最終査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,773百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
   過去勤務費用:その発生年度に一括費用処理
   数理計算上の差異:その発生年度の翌年度に一括費用処理
   当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
   ① 制度全体の積立状況に関する事項
   (平成30年3月31日現在)

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円

   ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
   (平成30年3月分)
   0.8351%
   ③ 補足説明
   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金160百万円を費用処理しております。
   なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　4百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額　10,670百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は341百万円、延滞債権額は14,035百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。
   なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,735百万円であります。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,111百万円であります。
   なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,708百万円であります。
21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
   担保に供している資産
   預け金　10,280百万円
   有価証券　15,361百万円
   担保資産に対応する債務
   預　金　938百万円
   上記のほか、為替決済の担保として、預け金7,000百万円を差し入れております。
22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
   再評価を行った年月日
   平成11年3月31日及び平成14年3月31日
   同法律第3条第3項に定める再評価の方法
   土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」により算定。
   同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,235百万円
   再評価を行った事業用土地の期末における時価の算定方法は、再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。
23. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は235百万円であります。
24. 出資1口当たりの純資産額　2,858円75銭
25. 金融商品の状況に関する事項
   (1)金融商品に対する取組方針
   当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
   このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
   その一環として、デリバティブ取引も行っております。
   (2)金融商品の内容及びそのリスク
   当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
   また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
   これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
   一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
   また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
   デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
   (3)金融商品に係るリスク管理体制
   ① 信用リスクの管理
   当金庫は、融資業務に関する管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
   これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、資産管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
   さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
   有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
   ② 市場リスクの管理
   (i) 金利リスクの管理
   当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
   ALM委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、必要に応じて常勤役員会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
   日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会や理事会に報告しております。
   なお、ALM委員会により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引について検討を行い、必要に応じ金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。
   (ii) 為替リスクの管理
   当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
   (iii) 価格変動リスクの管理
   有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行われております。
   このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
   これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び常勤役員会において定期的に報告されております。
   (iv) デリバティブ取引
   デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引取扱規程に基づき実施されております。

注記

注記

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに異なる)等による時価の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、時価が22,903百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、当金庫では、バンキング勘定の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度末現在でバンキング勘定の市場リスク量は6,018百万円と把握しております。

なお、当金庫ではVaRにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaRを損益と比較するバック・テスティングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaRは、過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や計測手法によって異なる値となるほか、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクを適切に捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	241,822	243,049	1,226
(2) 有価証券	303,032	304,461	1,429
満期保有目的の債券	66,313	67,743	1,429
その他有価証券	236,718	236,718	−
(3) 貸出金(※1)	456,749		
貸倒引当金(※2)	△4,872		
(貸出金小計)	451,876	456,291	4,414
金融資産計	996,731	1,003,802	7,070
(1) 預金積金(※1)	970,731	970,731	−
(2) 借用金(※1)	14,000	14,009	9
金融負債計	984,731	984,740	9
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	−	−	−
ヘッジ会計が適用されているもの	−	−	−
デリバティブ取引計	−	−	−

(※1)預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格、又は市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、市場金利を割引率とした割引現在価値から貸倒見積高を控除し、時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2)借用金

借用金はすべて固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、すべて金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸出金の時価に含めて記載しております。なお、当該契約額は4,640百万円であります。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	169

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

27. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	191,810	33,012	17,000	−
有価証券	23,418	87,248	94,297	88,096
満期保有目的の債券	11,252	25,392	9,612	20,056
その他有価証券のうち満期があるもの	12,166	61,856	84,685	68,039
貸出金(※2)	85,437	133,294	92,938	118,589
合 計	300,666	253,554	204,235	206,685

(※1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

28. 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	850,817	118,813	51	1,025
借用金	4,500	9,500	−	−
合 計	855,317	128,313	51	1,025

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33まで同様であります。

売買目的有価証券、子会社・子法人等株式および関連法人等株式は該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	15,361	16,758	1,396
	地方債	100	102	2
	短期社債	−	−	−
	社債	6,244	6,314	69
	その他	21,200	21,431	231
	小計	42,906	44,607	1,701
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	1,198	1,195	△3
	その他	22,208	21,940	△268
	小計	23,407	23,135	△271
合 計		66,313	67,743	1,429

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	800	708	92
	債券	116,604	113,553	3,051
	国債	1,199	1,061	138
	地方債	32,122	30,698	1,423
	短期社債	−	−	−
	社債	83,282	81,793	1,489
	その他	64,230	62,046	2,183
	小計	181,635	176,308	5,326
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,200	1,347	△147
	債券	4,288	4,297	△8
	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	4,288	4,297	△8
	その他	49,764	51,176	△1,411
	小計	55,252	56,820	△1,568
合 計		236,888	233,129	3,758

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,233	141	△127
債券	20,568	189	△0
国債	4,435	13	−
地方債	2,001	3	−
短期社債	−	−	−
社債	14,131	172	△0
その他	8,706	251	△2
合 計	32,507	582	△130

32. 保有目的を変更した有価証券はありません。

33. 減損処理を行った有価証券はありません。

34. 運用目的、満期保有目的、及びその他の金銭の信託はありません。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,658百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が29,540百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,669百万円
固定資産減損損失	158百万円
退職給付引当金	509百万円
減価償却損金算入限度超過額	67百万円
賞与引当金	75百万円
役員退職慰労引当金	29百万円
繰越欠損金	541百万円
その他	157百万円
繰延税金資産小計	3,208百万円
評価性引当額	1,209百万円
繰延税金資産合計	1,999百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,039百万円
前払年金費用	423百万円
その他	2百万円
繰延税金負債合計	1,465百万円
繰延税金資産の純額	534百万円

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益(百万円)	15,362	14,477	13,231	12,498	12,454
経常利益(百万円) 又は経常損失(△)	1,504	2,284	1,370	1,540	1,440
当期純利益(百万円) 又は当期純損失(△)	1,322	1,640	1,068	912	809
出資総額(百万円)	11,160	11,128	11,085	11,060	11,005
普通出資	5,160	5,128	5,085	5,060	5,005
優先出資	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
出資総口数(千口)	13,321	13,257	13,170	13,120	13,010
普通出資	10,321	10,257	10,170	10,120	10,010
優先出資	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
純資産額(百万円)	31,474	34,427	33,187	34,425	35,756
総資産額(百万円)	974,262	983,796	1,006,032	1,027,803	1,024,913
預金積金残高(百万円)	925,552	935,615	953,510	975,146	970,731
貸出金残高(百万円)	427,341	431,204	440,708	446,570	456,749
有価証券残高(百万円)	254,164	269,314	283,507	282,001	303,201
単体自己資本比率	7.76%	7.76%	7.51%	7.38%	7.26%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)普通出資	15円	10円	10円	10円	10円
(出資1口当たり)優先出資	52円	48円	48円	36円	36円
役員数	17人	18人	15人	15人	13人
うち常勤役員数	13人	13人	11人	11人	8人
職員数	914人	917人	894人	891人	880人

■ 業務純益・粗利益・役務取引の状況

単位:百万円

科　目	平成29年度(第73期)	平成30年度(第74期)
業務純益	928	1,499
資金運用収支	9,980	9,905
資金運用収益	10,158	10,030
資金調達費用	178	124
役務取引等収支	474	598
役務取引等収益	1,157	1,339
受入為替手数料	541	544
その他の役務収益	615	794
役務取引等費用	683	740
支払為替手数料	178	181
その他の役務費用	504	559
その他業務収支	363	309
その他業務収益	464	456
その他業務費用	100	147
業務粗利益	10,818	10,813
業務粗利益率	1.08%	1.06%

●業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}}\times 100$

●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ その他業務収支の内訳

単位:百万円

科　目	平成29年度(第73期)	平成30年度(第74期)
その他業務収益	464	456
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	264	437
国債等債券償還益	191	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	8	19
その他業務費用	100	147
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	17	3
国債等債券償還損	79	142
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	3	1
その他業務収支	363	309

●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 利益率・利鞘

単位:百万円

項　目	平成29年度(第73期)	平成30年度(第74期)
総資産利益率		
総資産経常利益率	0.15%	0.13%
総資産当期純利益率	0.09%	0.07%
総資金利鞘		
資金運用利回り	1.02%	0.99%
資金調達原価率	0.97%	0.94%
総資金利鞘	0.05%	0.05%

●総資産経常(当期純)利益率は以下の算式によって算出しております。

$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}}\times 100$

●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 預貸率・預証率

単位:百万円

項　目	平成29年度(第73期)	平成30年度(第74期)
預貸率		
期末	45.79%	47.05%
期中平均	45.94%	45.90%
預証率		
期末	28.91%	31.23%
期中平均	28.96%	29.53%
職員一人当たり預金残高	1,081	1,093
職員一人当たり貸出金残高	495	514
一店舗当たり預金残高	17,413	18,315
一店舗当たり貸出金残高	7,974	8,617

■ 資金運用収支の内訳

単位:百万円

項　目	平成29年度(第73期)			平成30年度(第74期)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	994,915	10,158	1.02%	1,010,819	10,030	0.99%
うち貸出金	441,834	6,608	1.49%	449,327	6,453	1.43%
うち預け金	270,307	670	0.24%	266,038	627	0.23%
うち有価証券	278,515	2,782	0.99%	289,082	2,846	0.98%
資金調達勘定	976,656	178	0.01%	992,707	124	0.01%
うち預金積金	961,567	133	0.01%	978,770	89	0.00%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	14,855	5	0.03%	13,708	0	0.00%

①資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(第73期 1,165百万円　第74期 1,351百万円)を控除して表示しております。
②国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 受取・支払利息の増減状況

単位:百万円

項　目	平成29年度(第73期)			平成30年度(第74期)		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	163	△549	△386	212	△341	△128
うち貸出金	67	△467	△399	111	△266	△155
うち預け金	6	△78	△71	△10	△33	△43
うち有価証券	90	△15	75	104	△40	64
うちその他	△1	11	9	6	△0	5
支払利息	10	△92	△82	2	△56	△54
うち預金積金	1	△69	△67	2	△46	△43
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	8	△17	△8	△0	△4	△4
うちその他	△0	△6	△6	△0	△5	△5

●残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

経営指標

預金

■ 流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高

単位：百万円（構成比%）

科　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
流動性預金	387,925	(40.3)	423,095	(43.2)
うち有利息預金	344,364		377,297	
定期性預金	570,626	(59.3)	552,422	(56.4)
うち固定金利定期預金	530,840		519,479	
うち変動金利定期預金	330		323	
その他の預金	3,015	(0.4)	3,252	(0.4)
合　計	961,567	(100.0)	978,770	(100.0)

●流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
●定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

単位：百万円（構成比%）

科　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
固定金利定期預金	527,256	(99.9)	495,237	(99.9)
変動金利定期預金	319	(0.1)	325	(0.1)
その他の定期預金	1	(0.0)	1	(0.0)
合　計	527,577	(100.0)	495,564	(100.0)

貸出

■ 貸出金科目別平均残高

単位：百万円（構成比%）

科　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
割引手形	3,484	(0.8)	3,241	(0.7)
手形貸付	24,063	(5.5)	26,934	(6.0)
証書貸付	390,746	(88.4)	395,833	(88.1)
当座貸越	23,540	(5.3)	23,318	(5.2)
合　計	441,834	(100.0)	449,327	(100.0)

●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 使途別の貸出金残高

単位：百万円（構成比%）

項　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
設備資金	278,967	(62.5)	288,263	(63.1)
運転資金	167,603	(37.5)	168,485	(36.9)
合　計	446,570	(100.0)	456,749	(100.0)

■ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

単位：百万円（構成比%）

項　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
固定金利	136,328	(30.5)	139,456	(30.5)
変動金利	310,242	(69.5)	317,292	(69.5)
合　計	446,570	(100.0)	456,749	(100.0)

■ 業種別貸出金内訳

単位：百万円（構成比%）

業種区分	平成29年度（第73期）			平成30年度（第74期）		
	貸出先数	貸出金残高		貸出先数	貸出金残高	
製造業	1,087	42,261	(9.5)	1,082	42,645	(9.3)
農業、林業	70	1,922	(0.4)	72	2,026	(0.4)
漁業	1	1	(0.0)	1	1	(0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	5	623	(0.1)	6	597	(0.1)
建設業	1,404	27,555	(6.2)	1,449	29,100	(6.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	87	4,518	(1.0)	92	4,584	(1.0)
情報通信業	20	527	(0.1)	22	633	(0.1)
運輸業、郵便業	191	11,623	(2.6)	190	11,877	(2.6)
卸売業、小売業	963	31,702	(7.1)	951	30,618	(6.7)
金融業、保険業	27	5,206	(1.2)	29	6,116	(1.4)
不動産業	939	53,632	(12.0)	936	54,084	(11.8)
物品賃貸業	19	4,445	(1.0)	17	4,247	(0.9)
学術研究、専門・技術サービス業	137	1,710	(0.4)	147	1,554	(0.3)
宿泊業	23	1,350	(0.3)	24	1,308	(0.3)
飲食業	393	3,386	(0.8)	379	3,470	(0.8)
生活関連サービス業、娯楽業	310	3,801	(0.9)	303	3,788	(0.8)
教育、学習支援業	38	605	(0.1)	39	865	(0.2)
医療、福祉	422	32,791	(7.3)	439	34,538	(7.6)
その他のサービス業	560	11,233	(2.5)	607	12,809	(2.8)
小　計	6,696	238,899	(53.5)	6,785	244,867	(53.7)
地方公共団体	26	60,051	(13.4)	24	61,329	(13.4)
個人（住宅・消費・納税資金等）	22,159	147,620	(33.1)	22,280	150,552	(32.9)
合　計	28,881	446,570	(100.0)	29,089	456,749	(100.0)

■ 貸出金担保別内訳

単位：百万円（構成比%）

項　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
当金庫預金積金	8,042	(1.8)	7,620	(1.7)
有価証券	59	(0.0)	12	(0.0)
動産	352	(0.1)	360	(0.1)
不動産	127,840	(28.6)	124,925	(27.3)
その他	14,965	(3.4)	14,287	(3.1)
計	151,259	(33.9)	147,206	(32.2)
信用保証協会・信用保険	65,891	(14.8)	70,829	(15.5)
保証	49,759	(11.1)	52,542	(11.5)
信用	179,660	(40.2)	186,170	(40.8)
合　計	446,570	(100.0)	456,749	(100.0)

■ 債務保証見返担保別内訳

単位：百万円（構成比%）

項　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
当金庫預金積金	―	(―)	―	(―)
有価証券	―	(―)	―	(―)
動産	―	(―)	―	(―)
不動産	364	(50.3)	357	(54.0)
その他	―	(―)	―	(―)
小　計	364	(50.3)	357	(54.0)
信用保証協会・信用保険	17	(2.5)	17	(2.6)
保証	154	(21.4)	135	(20.5)
信用	186	(25.8)	152	(22.9)
合　計	723	(100.0)	661	(100.0)

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳

単位：百万円

項　目	平成29年度（第73期）					平成30年度（第74期）				
	期首残高	当期増加額	当期減少額 目的使用	当期減少額 その他	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額 目的使用	当期減少額 その他	期末残高
一般貸倒引当金	999	1,511	―	999	1,511	1,511	1,607	―	1,511	1,607
個別貸倒引当金	5,326	4,759	430	4,896	4,759	4,759	3,265	1,638	3,121	3,265
合　計	6,326	6,271	430	5,895	6,271	6,271	4,872	1,638	4,632	4,872

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の当期減少額のうち、その他は洗替えによる取崩額です。

■ 貸出金償却額

単位：百万円

項　目	平成29年度（第73期）	平成30年度（第74期）
貸出金償却額	173	351

証券

■ 有価証券種類別残高

単位：百万円（構成比%）

科　目	平成29年度（第73期）		平成30年度（第74期）	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国債	21,649 (7.8)	16,611 (5.9)	16,698 (5.8)	16,561 (5.5)
地方債	30,882 (11.1)	29,852 (10.6)	29,973 (10.4)	32,222 (10.6)
社債	105,955 (38.0)	101,998 (36.2)	93,236 (32.3)	95,014 (31.3)
株式	1,845 (0.7)	2,251 (0.8)	2,263 (0.8)	2,000 (0.7)
外国証券	91,022 (32.7)	102,348 (36.3)	115,476 (39.9)	126,867 (41.8)
その他の証券	27,160 (9.8)	28,938 (10.3)	31,433 (10.9)	30,536 (10.1)
合　計	278,515 (100.0)	282,001 (100.0)	289,082 (100.0)	303,201 (100.0)

●「その他の証券」は、投資信託及びその他の証券です。

有価証券の残存期間別残高

平成29年度（第73期）

単位：百万円

科　目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	4,029	—	3,284	1,941	7,354	—
地方債	1,527	1,671	3,334	4,550	5,099	13,668	—
社債	13,979	19,353	19,033	13,606	20,978	15,047	—
株式	—	—	—	—	—	—	2,251
外国証券	6,974	18,555	14,039	4,497	13,112	45,169	—
その他の証券	—	2,930	2,855	2,646	12,094	—	8,411
合　計	22,481	46,540	39,263	28,587	53,226	81,239	10,663

平成30年度（第74期）

単位：百万円

科　目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	4,009	—	2,635	1,275	1,285	7,354	—
地方債	892	2,716	2,716	7,423	4,004	14,468	—
社債	8,362	17,391	15,582	17,783	19,947	15,946	—
株式	—	—	—	—	—	—	2,000
外国証券	8,113	15,585	23,451	9,819	19,570	50,326	—
その他の証券	2,039	1,452	3,676	6,586	6,601	—	10,179
合　計	23,418	37,146	48,062	42,887	51,410	88,096	12,180

●「その他の証券」は、投資信託及びその他の証券です。

時価情報

評価方法

項　目	評価方法	評価差額の取扱い
売買目的有価証券	時価法	損益に計上
満期保有目的の債券	償却原価法	時価評価は行いません
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	原価法	時価評価は行いません
その他有価証券	時価法	「全部純資産直入法」により純資産に直接計上
運用目的の金銭の信託	時価法	損益に計上
満期保有目的の金銭の信託	原価法	時価評価は行いません
デリバティブ取引	時価法	損益に計上

●上記のうち、売買目的有価証券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託、デリバティブ取引については該当はありません。

時価情報

■ 満期保有目的の債券

単位：百万円

	種　類	平成29年度（第73期） 貸借対照表計上額	時　価	差　額	平成30年度（第74期） 貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	15,424	16,746	1,321	15,361	16,758	1,396
	地方債	599	609	9	100	102	2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,395	6,506	110	6,244	6,314	69
	その他	17,059	17,338	279	21,200	21,431	231
	小　計	39,479	41,199	1,720	42,906	44,607	1,701
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	700	678	△21	1,198	1,195	△3
	その他	28,202	27,828	△374	22,208	21,940	△268
	小　計	28,902	28,506	△396	23,407	23,135	△271
合　計		68,382	69,706	1,324	66,313	67,743	1,429

■ その他有価証券

単位：百万円

	種　類	平成29年度（第73期） 貸借対照表計上額	取得原価	差　額	平成30年度（第74期） 貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,075	930	144	800	708	92
	債券	114,354	111,942	2,412	116,604	113,553	3,051
	国債	1,186	1,065	120	1,199	1,061	138
	地方債	29,252	28,158	1,093	32,122	30,698	1,423
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	83,915	82,717	1,198	83,282	81,793	1,489
	その他	45,814	43,937	1,876	64,230	62,046	2,183
	小　計	161,244	156,811	4,433	181,635	176,308	5,326
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,175	1,249	△74	1,200	1,347	△147
	債券	10,988	11,081	△93	4,288	4,297	△8
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,988	11,081	△93	4,288	4,297	△8
	その他	40,210	41,802	△1,591	49,764	51,176	△1,411
	小　計	52,374	54,133	△1,759	55,252	56,820	△1,568
合　計		213,619	210,944	2,674	236,888	233,129	3,758

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

単位：百万円

項　目	平成29年度（第73期） 貸借対照表計上額	平成30年度（第74期） 貸借対照表計上額
その他有価証券	169	169
非上場株式	169	169

金銭の信託関係

満期保有目的の金銭の信託：該当ありませんでした。
運用目的の金銭の信託：該当ありませんでした。
その他の金銭の信託：該当ありませんでした。

有価証券関係

売買目的有価証券：該当ありませんでした。
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式：該当ありませんでした。

デリバティブ取引関係

金利関連取引：該当ありませんでした。
通貨関連取引：該当ありませんでした。
債券関連取引：該当ありませんでした。
株式関連取引：該当ありませんでした。
商品関連取引：該当ありませんでした。
クレジットデリバティブ取引：該当ありませんでした。

リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

■リスク管理債権の引当・保全状況

単位：百万円

区　分		残　高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)
破綻先債権	平成29年度	85	83	1	100.00
	平成30年度	341	319	21	100.00
延滞債権	平成29年度	16,278	9,558	4,552	86.68
	平成30年度	14,035	8,908	3,170	86.06
3カ月以上延滞債権	平成29年度	3	2	0	100.00
	平成30年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成29年度	2,358	624	715	56.81
	平成30年度	2,735	679	763	52.75
合　計	平成29年度	18,725	10,269	5,270	82.98
	平成30年度	17,111	9,908	3,955	81.01

リスク管理債権の区分と貸倒引当金の計上基準

1. 破綻先債権は、破綻している債務者に対する貸出金です。これらの貸出金は最終的な債権整理に至る度合いが極めて高い債権のため、整理を前提に回収不能見込額を償却して帳簿価額を減価しております。
2. 延滞債権は、実質破綻先と破綻懸念先に区分した債務者に対する貸出金です。このような債務者については経営改善や保全措置などに注意を必要とする債権で、すぐに回収不能になるものではありませんが、担保等で保全されていない部分の相当額を対象に次のような会計処理を行っております。
   ・実質破綻先に対する債権に係る回収不能見込額は、破綻先債権と同様に償却して帳簿価額を減価するか、もしくは回収不能見込額の全額を対象に個別貸倒引当金を計上しております。
   ・破綻懸念先に対する債権は、過去の一定期間における破綻懸念先全体で捉えた債権の貸倒実績を計算基礎として予想損失率を求め、個別債権ごとの担保等で保全されていない金額に予想損失率を乗じた金額を予想損失見込額として個別貸倒引当金を計上しております。
3. 3カ月以上延滞債権は、要注意先に対する貸出金のうち、元金の全部または一部の弁済あるいは利息の支払が、約定支払日の翌日から起算して3カ月以上延滞している貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権は、要注意先に対する貸出金のうち、貸出条件に問題のある貸出金です。具体的には債務者の支援を図ることを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、元金の返済猶予など）を与えるなど約定条件の改定等を行った貸出金です。
5. 3カ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権は、一般貸倒引当金の対象債権となります。これに係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績（償却や個別貸倒引当金の繰入など）を計算基礎として予想損失率を求め、その率に基づいて今後３年分の必要額を見積もって一般貸倒引当金を計上しております。
6. 一般貸倒引当金はこのリスク管理債権に対するもののほか、一般貸出債権（正常先の債権など）の不測の貸し倒れに備えるため、過去の貸倒実績率を計算基礎として算出した必要額を対象に一般貸倒引当金を計上しております。なお、第74期の一般貸倒引当金は1,607百万円（うちリスク管理債権分、763百万円）を計上しております。
7. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

担保等の評価基準

1. 担保等の評価は、合理的かつ客観的な基準をもって評価時点での処分可能な見込額として算定する必要があることから、路線価や固定資産税評価額などの公的評価額に安全率を乗じた金額を評価額としております。
2. 債権の整理または回収促進を図るため近い将来に担保権を行使する見込の高い担保に係る評価については、精度の高い評価が求められることから、不動産鑑定士による鑑定評価を受けて評価の厳正を期しております。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

債務者に対する与信額（貸出金・未収利息・仮払金・外国為替・貸付有価証券・債務保証見返・金融機関保証付私募債）を対象として、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）に基づいて集計区分した債権の金額です。

単位：百万円

区　分			開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権		平成29年度	18,863	15,634	10,301	5,333	82.88%	62.28%
		平成30年度	17,239	13,906	9,950	3,955	80.66%	54.26%
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	2,516	2,516	1,664	852	100.00%	100.00%
		平成30年度	3,054	3,054	2,231	823	100.00%	100.00%
	危険債権	平成29年度	13,985	11,774	8,010	3,764	84.19%	63.00%
		平成30年度	11,449	9,408	7,039	2,369	82.17%	53.72%
	要管理債権	平成29年度	2,361	1,343	626	716	56.87%	41.30%
		平成30年度	2,735	1,443	679	763	52.75%	37.13%
正常債権		平成29年度	428,898					
		平成30年度	440,831					
合　計		平成29年度	447,761					
		平成30年度	458,071					

（注）貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権は、破産・清算・会社更生・民事再生及び手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権と、これらに準ずる債権です。具体的には自己査定により破綻先と実質破綻先に区分した債務者に対する与信額の合計です。
2. 危険債権は、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務内容及び経営成績が悪化し、約定に従った元金の回収及び利息の受取りができなくなる可能性の高い債権です。具体的には、自己査定により破綻懸念先に区分した債務者に対する与信額の合計です。
3. 要管理債権は、自己査定により要注意先に区分した債務者に対する貸出債権のうち、前ページのリスク管理債権に記載された3カ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権の合計です。
4. 正常債権は、財務内容及び経営成績などに問題のない債務者に対する与信額の合計であり、すべての債務者に対する与信額の総合計から上記の破産更生債権、これらに準ずる債権、危険債権及び要管理債権の合計を控除した金額です。

バーゼルⅢ「第3の柱」

当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な開示事項～

1. 自己資本調達手段の概要

（28ページに掲載の「自己資本の構成に関する開示事項」をご覧ください。）

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：しののめ信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：5,005百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：しののめ信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,000百万円

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

（29ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。）

当金庫の平成30年度末（平成31年3月期）における国内基準による単体自己資本比率は7.26%となりました。金融機関にとって自己資本比率は、健全性・安全性を表す指標として重要視されていますが、監督官庁が定める国内基準である4%を上回っており、経営体質の健全性・安全性を保っております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに策定する事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積み上げを自己資本の充実策として予定しております。当金庫は、今後とも健全経営に徹し、地域の皆さまから信頼される金融機関としての評価をいただけるよう弛みない経営努力を続ける所存であります。

3. 信用リスク管理に関する項目

（30ページに掲載の「信用リスクに関する事項」をご覧ください。）

信用リスクとは、お取引先の破綻や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少あるいは毀損し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化を行い、信用リスク量を計測・把握し経営体力に見合ったリスクテイクに努めております。

なお、貸倒引当金につきましては、「資産査定基本規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、リスク・アセットの算定においてバーゼルⅢで定める「標準的手法」を採用しておりますが、各エクスポージャー（オフ・バランス取引を含む）に使用するリスク・ウェイトの判定については、以下の4社の適格格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社　格付投資情報センター（R&I）
2. 株式会社　日本格付研究所（JCR）
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
4. S&Pグローバル・レーティング（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

（32ページに掲載の「信用リスク削減手法に関する事項」をご覧ください。）

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化により受ける損失（信用リスク）を軽減するために取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など事業性を評価し、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を得たうえで、ご契約をいただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、しんきん保証基金保証などがありますが、その手続きについては当金庫が定める「事務取扱要領」および「担保評価基準」、「経営者保証に関するガイドライン（経営者保証に関するガイドライン研究会作成）」などにより、適切な事務の取り扱いと適正な評価及び適切な対応に努めております。またお客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが、この場合、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書及び契約書などに基づいて、法的に有効であることを確認のうえ、適切な取り扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法については、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として国、地方公共団体、政府関係機関、一般社団法人しんきん保証基金（格付情報は下記のとおり）が保証している債権、その他未担保預金が該当しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

一般社団法人しんきん保証基金の格付情報
　格付機関　株式会社　日本格付研究所（JCR）　長期A

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

（33ページに掲載の「派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項」をご覧ください。）

リスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場リスクや取引相手方の信用リスクが内包されております。当金庫の派生商品取引については、金利上昇リスクに備えて信金中央金庫（格付情報は下記のとおり）を相手方として金利スワップ取引を行っております。金融派生商品取引における与信相当額については、カレント・エクスポージャー方式の採用により算出しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

信金中央金庫の格付情報
　格付機関　株式会社　日本格付研究所（JCR）　長期AA
　格付機関　株式会社　格付投資情報センター（R&I）　長期A+

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

（33ページに掲載の「証券化エクスポージャーに関する事項」をご覧ください。）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引における役割としては、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券取引の一環として捉え、リスク管理は市場リスク管理の枠内で行います。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では、「標準的手法」を採用しています。

7. オペレーショナル・リスク管理に関する事項

（29ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。）

オペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスク等を包含しており日々業務活動を遂行するプロセスや災害等の外部要因から生じる損失に伴うリスクのことで、広い範囲にリスク要因が存在しております。

当金庫では、お客さまに安心してお取引きいただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要なリスクであると認識し、担当部門を設け管理しております。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を受けるリスクです。システムリスクとはコンピューターシステムやネットワークシステムの障害や誤作動、災害、不正使用等により損失を受けるリスクです。

バーゼルⅢ「第3の柱」

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、事務リスクについては内部事務に関する事務取扱要領の整備や事務指導により厳正な事務処理を行うことを基本方針としております。また、システムリスクについては、当金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムに係る防犯対策、防災対策、障害時対応を定め適切な管理に努めております。なお、情報資産については、金融機関としての社会的責任を果たし、保有する情報資産を適切に保護管理するため「情報資産保護に関する基本方針」に基づいて、厳正な管理に努めております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(33ページに掲載の「出資等エクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

当金庫では株式等について経営体力に見合ったリスク管理により適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等(上場株式等)については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を受けるリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々時価額を把握するとともに、時価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。価格変動リスクの状況について定期的に把握し、経営陣に報告しております。

また、非上場株式やファンド等への投資、信金中央金庫等への出資金については、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

(34ページに掲載の「金利リスクに関する事項」をご覧ください。)

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるものについて金利の変動により損失を受けるリスクです。

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動やそれに伴う影響について適切な管理を行うことを基本方針として、リスク・コントロールに努めております。

金利リスクの管理については、担当部署において市場リスク管理の枠組みの中で対応し、定期的に経営陣に報告しております。

(2)内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。

開示している金利リスク量は、上方パラレルシフト等で計測される金利変動データに基づき、統計処理によって求められた金利変動幅を使用して算定した金利リスク量です。そのほか、金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

①計測手法

再評価方式およびGPS方式(「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB)の枠組みに関するリスク量(△EVE))

②コア預金

対象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法:過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、現在残高の50%相当額

以上3つのうちの最小の額を上限

満期:5年以内(平均2.5年以内)

③金利感応度資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

④金利変動(ショック)幅

上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)等

⑤リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

Ⅰ.単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項　目	平成29年度(第73期)	経過措置による不算入額	平成30年度(第74期)
①コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	31,887		32,450
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,560		12,505
うち、利益剰余金の額	19,616		20,233
うち、外部流出予定額(△)	207		206
うち、上記以外に該当するものの額	△81		△81
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,511		1,607
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,511		1,607
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	175		141
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	33,574		34,199
②コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	205	51	222
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	205	51	222
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	293	101	541
前払年金費用の額	834	208	1,106
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,334		1,870
自己資本			
自己資本の額(イ)−(ロ)=(ハ)	32,240		32,329
③リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	414,786		424,013
資産(オン・バランス)項目	414,005		423,264
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△412		△794
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	51		
うち、繰延税金資産	101		
うち、前払年金費用	208		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425		△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	651		630
オフ・バランス取引等項目	618		552
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	162		196
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,592		21,160
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	436,378		445,174
自己資本比率			
自己資本比率(ハ)/(ニ)	7.38%		7.26%

●自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット所要自己資本の額の合計 ※1	414,786	16,591	424,013	16,960
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	415,036	16,601	410,023	16,400
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	14	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	253	10	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	786	31	624	24
地方三公社向け	360	14	360	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	62,619	2,504	58,819	2,352
法人等向け	153,841	6,153	159,432	6,377
中小企業等向け及び個人向け	90,273	3,610	95,017	3,800
抵当権付住宅ローン	19,181	767	18,259	730
不動産取得等事業向け	42,288	1,691	41,887	1,675
3ヵ月以上延滞等 ※3	829	33	1,268	50
取立未済手形	34	1	58	2
信用保証協会等による保証付	2,289	91	2,385	95
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4,742	189	2,059	82
出資等のエクスポージャー	4,742	189	2,059	82
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	37,520	1,500	29,850	1,194
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,863	194	5,032	201
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,834	193	3,851	154
上記以外のエクスポージャー	25,447	1,017	18,590	743
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③－1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—		
③－2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			14,588	583
ルック・スルー方式			14,588	583
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,012	40	630	25
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	162	6	196	7
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 ※4	21,592	863	21,160	846
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ） ※5	436,378	17,455	445,174	17,806

※1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
※2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
※3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
※4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

※5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額 ×4%

(2)信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

単位：百万円

エクスポージャー区分 ／ 地域区分 業種区分 ※3 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 ※4										3ヵ月以上延滞エクスポージャー ※2	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引		その他 ※1			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国内	929,444	868,314	447,648	457,791	146,357	140,955	34	29	335,403	269,538	1,466	2,349
国外	101,801	126,288	—	—	101,801	126,288	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,031,245	994,603	447,648	457,791	248,158	267,244	34	29	335,403	269,538	1,466	2,349
製造業	63,923	59,760	43,154	43,616	19,716	15,208	—	—	1,052	935	203	1,094
農業、林業	2,293	2,504	2,288	2,409	—	90	—	—	5	5	—	—
漁業	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	624	598	624	598	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	34,961	36,699	32,772	34,680	2,152	1,952	—	—	36	66	291	105
電気・ガス・熱供給・水道業	9,943	9,407	4,640	4,711	5,302	4,696	—	—	—	—	—	—
情報通信業	5,965	7,391	597	718	4,105	5,808	—	—	1,263	864	—	6
運輸業、郵便業	19,839	19,604	12,032	12,300	7,723	7,221	—	—	82	82	—	—
卸売業、小売業	39,269	39,116	33,036	32,015	5,931	6,826	—	—	301	274	84	288
金融業、保険業	315,548	272,477	5,274	6,159	22,122	19,733	34	29	288,118	246,554	—	—
不動産業	68,404	70,708	56,010	56,419	11,315	13,613	—	—	1,077	674	370	266
物品賃貸業	4,460	4,263	4,446	4,250	—	—	—	—	13	13	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,357	2,255	2,357	2,255	—	—	—	—	—	—	22	22
宿泊業	1,354	1,312	1,354	1,312	—	—	—	—	0	0	—	163
飲食業	4,592	4,608	4,563	4,608	—	—	—	—	29	—	159	142
生活関連サービス業、娯楽業	9,003	9,753	5,665	5,718	3,301	4,001	—	—	35	33	43	61
教育、学習支援業	721	976	721	976	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	35,748	37,433	35,748	37,433	—	—	—	—	—	—	31	—
その他のサービス	13,244	14,973	13,095	14,869	—	—	—	—	149	104	47	23
国・地方公共団体等	137,850	123,432	60,178	61,454	64,685	61,803	—	—	12,986	175	—	—
個人	129,107	131,305	129,082	131,280	—	—	—	—	25	25	212	175
上記以外	132,029	146,018	—	—	101,801	126,288	—	—	30,228	19,729	—	—
業種別合計	1,031,245	994,603	447,648	457,791	248,158	267,244	34	29	335,403	269,538	1,466	2,349
1年以下	220,911	231,702	58,709	64,753	21,640	20,483	—	—	140,560	146,464		
1年超3年以下	116,380	86,269	27,073	25,501	41,866	33,708	0	0	47,440	27,059		
3年超5年以下	94,537	89,770	39,232	40,465	34,388	42,263	0	0	20,916	7,040		
5年超7年以下	61,823	68,555	33,865	33,704	24,921	34,802	28	24	3,007	24		
7年超10年以下	123,882	115,529	44,315	46,714	49,062	51,799	—	4	30,505	17,010		
10年超	317,991	328,448	241,708	244,262	76,278	84,186	4	—	—	—		
期間の定めのないもの	95,719	74,328	2,744	2,389	—	—	—	—	92,974	71,939		
残存期間別合計	1,031,245	994,603	447,648	457,791	248,158	267,244	34	29	335,403	269,538		

※1. 「その他」には、現金、預け金、株式、投資信託、信金中央金庫等出資金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等を計上しております。
※2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
※3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
※4. CVAリスクは含まれておりません。
※5. 平成29年度については、「第3の柱」の告示改正前につき、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは除いておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、20ページに掲載の「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ※1

単位：百万円

業種区分 ※2	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製造業	2,090	1,822	1,822	529	293	1,215	1,783	606	1,822	529	33	39
農業、林業	22	20	20	23	—	—	22	20	20	23	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	413	391	391	377	77	13	336	378	391	377	62	244
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	76	41	41	49	27	—	48	41	41	49	—	—
卸売業、小売業	295	285	285	263	2	145	292	139	285	263	19	14
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	483	424	424	415	1	81	543	395	424	415	—	17
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	4	3	3	0	—	—	4	3	3	0	—	—
宿泊業	121	110	110	190	—	—	121	110	110	190	—	—
飲食業	66	84	84	64	—	14	66	70	84	64	15	4
生活関連サービス業、娯楽業	156	105	105	116	0	46	103	59	105	116	1	0
教育、学習支援業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
医療、福祉	276	287	287	248	23	—	252	234	287	248	40	—
その他のサービス	1,203	1,082	1,082	873	—	115	1,203	967	1,082	873	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	117	98	98	111	3	5	117	93	98	111	0	29
合　計	5,326	4,759	4,759	3,265	430	1,638	4,896	3,121	4,759	3,265	173	351

※1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
※2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分※1	エクスポージャーの額※2※3			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	200,991	—	188,308
10%	—	32,626	—	31,700
20%	10,321	317,163	11,512	297,266
35%	—	55,324	—	52,678
50%	104,261	788	102,376	943
75%	—	109,020	—	112,825
100%	13,629	183,581	17,457	175,824
150%	—	363	—	490
200%	—	—	—	—
250%	—	3,173	—	3,218
1,250%	—	—	—	—
合　計	1,031,245		994,603	

※1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融機関、中央政府及び中央銀行、国際開発銀行等が発行した債券については、格付適用無しに区分しております。
※2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
※3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクは含まれておりません。
※4. 平成29年度については、「第3の柱」の告示改正前につき、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは除いておりません。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ※1

単位：百万円

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	7,294	6,980	61,686	63,350	—	—
①ソブリン向け※2	—	—	9,778	7,928	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,704	1,296	4,798	4,639	—	—
④中小企業等向け及び個人向け	5,421	5,247	46,040	49,496	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	12	30	1	1	—	—
⑥不動産取得等事業向け	67	235	56	27	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	476	737	—	—
⑧その他※3	88	170	533	519	—	—

※1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
※2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府等以外の公共部門（当該国内の自己資本比率規制においてソブリンとして扱われているもの）、国際復興開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
※3. 「その他」には、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第21号）の第71条においてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを計上しております。

(4)派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

単位:百万円

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	―	―
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	―	―

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
派生商品取引合計	34	29	34	29
(ⅰ)外国為替関連取引	―	―	―	―
(ⅱ)金利関連取引	34	29	34	29
(ⅲ)金関連取引	―	―	―	―
(ⅳ)株式関連取引	―	―	―	―
(ⅴ)貴金属(金を除く)関連取引	―	―	―	―
(ⅵ)その他コモディティ関連取引	―	―	―	―
(ⅶ)クレジット・デリバティブ	―	―	―	―

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

証券化エクスポージャーに関するオリジネーターの場合は該当ありません。

ロ. 投資家の場合

証券化エクスポージャーに関する投資家の場合は該当ありません。

(6)出資等エクスポージャーに関する事項 ※1

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

単位:百万円

区　分※2	その他有価証券で時価のあるもの									
	取得原価(償却原価)		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
上場株式等	2,011	1,886	2,081	1,831	70	△55	144	92	74	147
非上場株式等	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
合　計	2,011	1,886	2,081	1,831	70	△55	144	92	74	147

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。
※2. 売買目的有価証券は該当ありません。

単位:百万円

区　分	その他有価証券で時価のないもの等	
	貸借対照表計上額	
	平成29年度	平成30年度
上場株式等	―	―
非上場株式等 ※3	4,114	4,114
合　計	4,114	4,114

※3. 非上場株式等には、信金中央金庫出資金及び非上場株式等を計上しております。

ロ. 子会社・子法人株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額等

子会社・子法人株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額等は該当ありません。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	売却額						株式等償却	
			売却益		売却損			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
出資等エクスポージャー	723	3,233	131	141	0	128	―	―

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位:百万円

	29年度	30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		30,626
マンデート方式を適用するエクスポージャー		―
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		―
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		―
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		―

(8)金利リスクに関する事項

単位:百万円

IRRBB1:金利リスク

項　番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末
1	上方パラレルシフト	22,903			
2	下方パラレルシフト	0			
3	スティープ化	18,198			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	22,903			
		ホ		へ	
		平成31年3月末		平成30年3月末	
8	自己資本の額	32,329		32,240	

※1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
※2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、平成31年3月末分のみを開示しております。
　なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、5,795百万円であります。
この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、平成31年3月末のΔEVEとは計測定義等が異なります。
このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

バーゼルⅢ「第3の柱」

金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金など

2. 貸出業務
（1）貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越
（2）手形割引
銀行引受手形、商業手形など

3. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資

4. 内国為替
送金為替、代金取立など

5. 社債受託業務
私募債など

6. 付随業務
（1）代理業務
①日本銀行歳入代理店
②地方公共団体の公金取扱業務
③信託等の代理店業務
④信金中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの代理貸付業務
（2）貸金庫業務
（3）債務保証
（4）公社債の引受
（5）国債等公社債及び投資信託の窓口販売
（6）保険商品の窓口販売
（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
（7）電子記録債権業務
（8）確定拠出年金運営管理業務

■金庫のあゆみ

大　正		
1925（14年）	6月	有限責任富岡信用組合創立地域産業・経済の振興および相互扶助の精神を基本に世話人韮塚次郎氏ほか18名の有志により設立
昭　和		
1937（12年）	4月	保証責任富岡信用組合に改組
1945（20年）	4月	市街地信用組合法に基づき「富岡信用組合」に改組
1950（25年）	7月	富岡町指定金融機関として出納業務取り扱い開始
1951（26年）	10月	信用金庫法に基づき「甘楽郡信用金庫」に組織変更
1958（33年）	11月	吉野三郎、理事長に就任（第六代）
1973（48年）	2月	日本銀行との取引を開始
1985（60年）	12月	渡辺文二、理事長に就任（第七代）
平　成		
1993（5年）	7月	新企業理念・2001年ビジョンを発表
1994（6年）	4月	「かんら信用金庫」に名称変更、新しいシンボルマークを発表
	5月	横山昇一、理事長に就任（第八代）
1995（7年）	4月	新人事制度スタート
2001（13年）	4月	コンプライアンス新体制実施
2003（15年）	3月	当金庫創立75周年記念事業の一環として歌人・吉野秀雄の遺墨を富岡市に寄贈
	8月	リレーションシップバンキングの機能強化計画を策定
2004（16年）	1月	インターネットバンキング取り扱い開始
2006（18年）	11月	信金財務力格付最上位の「★★★」（三ツ星）を取得
2007（19年）	11月	合併により「しののめ信用金庫」発足
2008（20年）	2月	地域活性化特別融資「TOP30」取り扱い開始
2009（21年）	3月	高崎東支店を新築移転オープン。「ローンプラザ高崎」を併設
	12月	地域活性化特別融資「TOP50」取り扱い開始
2010（22年）	8月	会長に横山昇一、第九代理事長に瀬下信が就任
2011（23年）	1月	しののめしんきん「成長基盤強化応援融資」の取り扱い開始
2012（24年）	7月	しののめしんきん経営者懇談会の各部会において「交通インフラとビジネスモデル革新事例研究活動報告」を公表
	11月	中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定される
2013（25年）	9月	当金庫地場産業研究委員会において「農業の課題と可能性」研究成果レポートを公表
		地域プラットフォーム ※「シルクカントリープラットフォーム」を設立
		※地域プラットフォーム…経済産業省が主管となり、認定支援機関の連携・活用により、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を実施し、中小企業等の新たなビジネス創造や経営改革等をサポートする仕組み
2014（26年）	6月	世界遺産の保護活動支援等に、群馬県と富岡製糸場と絹産業遺産群が所在する、富岡市、伊勢崎市、藤岡市、下仁田町に合計1,500万円を寄付
	7月	地場産業応援ファンド絹の里の取り扱い開始 富岡製糸場の保護活動支援に、富岡市に1,000万円を寄付
2014（26年）	11月	信金発！地域発見フェア（東京ドームにて開催）に参加
2015（27年）	3月	ものづくり補助金申請書作成個別相談会を開催
	6月	信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
		しののめ信用金庫　創立90周年
2016（28年）	1月	「上野三碑世界記憶遺産登録推進サポーター」に登録
	6月	会長に瀬下信、第十代理事長に横山慶一が就任
2017（29年）	1月	還付金詐欺被害防止のためキャッシュカード振込の一部利用制限を実施
	4月	しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取り扱いを開始
	10月	スマートフォン向け「口座開設アプリ」の取り扱いを開始
		「高崎オーパ出張所」・「ペイシア前橋岩神店出張所」を開設
	11月	しののめ信用金庫合併10周年
2018（30年）	2月	「平成29年度 補正予算・主要補助金セミナー並びに海外展開セミナー」を開催
	4月	公式アプリ「アプリバンキング」の取り扱いを開始
		「赤れんが塾」創業スクール無料セミナーを開催
	5月	「赤れんが塾」創業スクールを開催（計7回）
	6月	第73期通常総代会開催
	7月	「上信電鉄沿線 まちの編集社」を創設
	8月	こどもの金融教室「お金の参観日」を開催
	10月	「第6回フードビジネス個別商談会」を開催
		西吉井支店、並榎支店、新田支店の統廃合を実施
	12月	カインズ前橋小島田店出張所を開設
2019（31年）	2月	城南支店を新築移転オープン
		「健康経営宣言」を制定
		「経済産業省・平成30年度補正予算・主要補助金並びに各専門家の活用セミナー」を開催
	3月	「HACCPセミナー」を開催

信金中央金庫のご案内

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、1950年に設立されました。
信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持っており、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて37兆3,866億円（2019年3月末残高）、総資産は39兆4,327億円（同）にのぼっています。
このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

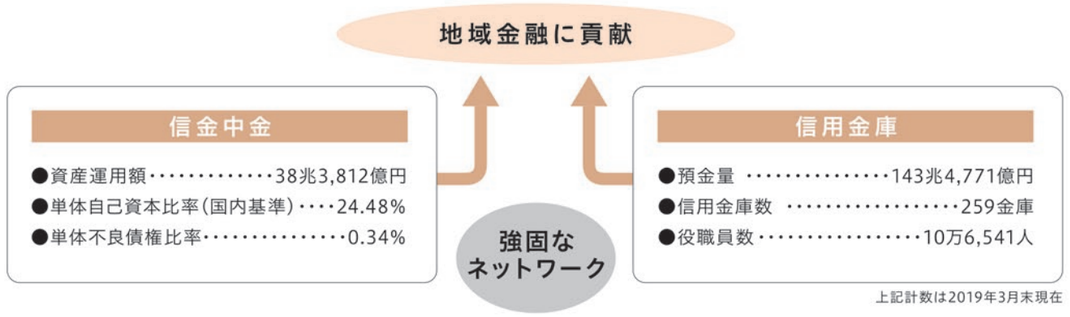

上記計数は2019年3月末現在

個別金融機関としての役割

①総合的な金融サービスを提供する金融機関
預金業務、債券（金融債）業務、融資業務、市場運用業務、トレーディング業務、決済業務、信託業務など

②わが国有数の機関投資家
総額約38兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用

③地域社会に貢献する金融機関
地方公共団体、地元企業、PFI等への直接貸出など

信用金庫の中央金融機関としての役割

①信用金庫の業務機能の補完
・信用金庫業界のネットワークを活用したビジネスマッチング、インバウンド需要の取込み等の支援
・信用金庫との共同による中小企業のライフステージに応じた各種支援、地域活性化コンサルティング
・個人向け信託商品の提供
・信用金庫顧客の海外進出支援

②信用金庫業界の信用力の維持・向上
・信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営

総合力で地域金融をバックアップ

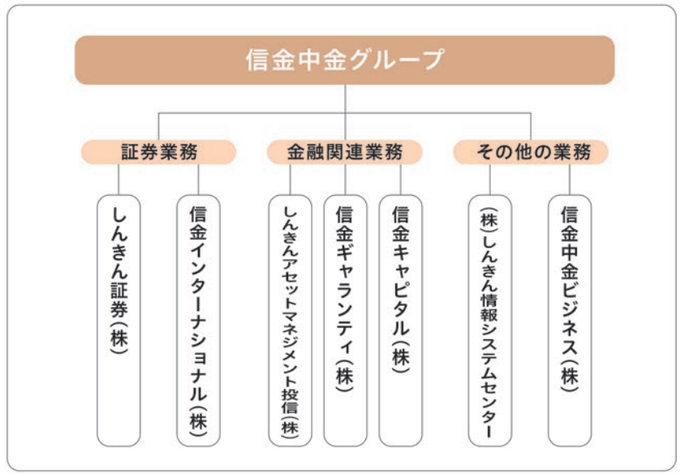

格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ（Moody's）	A1
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	A
格付投資情報センター（R&I）	A+
日本格付研究所（JCR）	AA

2019年4月末現在

開示項目一覧（信用金庫法施行規則第132条に定める開示項目）

■信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1.金庫の概況及び組織に関する事項
イ）事業の組織 ……7
ロ）理事及び監事の氏名及び役職名 ……7
ハ）事業所の名称及び所在地（店舗一覧）……38
ニ）当該金庫を所属信用金庫とする
信用金庫代理業者に関する事項 ……該当なし

2.金庫の主要な事業の内容 ……35

3.金庫の主要な事業に関する事項
イ）直近の事業年度における事業の概況 ……2
ロ）直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 …17
（1）経常収益 ……17
（2）経常利益又は経常損失……17
（3）当期純利益又は当期純損失 ……17
（4）出資総額及び出資総口数 ……17
（5）純資産額 ……17
（6）総資産額 ……17
（7）預金積金残高 ……17
（8）貸出金残高 ……17
（9）有価証券残高 ……17
（10）単体自己資本比率 ……17
（11）出資に対する配当金 ……17
（12）職員数 ……17
ハ）直近の2事業年度における事業の状況
・主要な業務の状況を示す指標
（1）業務粗利益及び業務粗利益率 ……17
（2）資金運用収支、役務取引等収支及び
その他業務収支……17
（3）資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利ざや ……18
（4）受取利息及び支払利息の増減 ……18
（5）総資産経常利益率 ……18
（6）総資産当期純利益率 ……18
・預金に関する指標
（1）流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の
預金の平均残高 ……19
（2）固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 ……19
・貸出金等に関する指標
（1）手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の
平均残高 ……19
（2）固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ‥19
（3）担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ‥‥20
（4）使途別の貸出金残高 ……19
（5）業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ‥‥20
（6）預貸率の期末値及び期中平均値 ……18
・有価証券に関する指標
（1）商品有価証券の種類別の平均残高 ……該当なし
（2）有価証券の種類別の残存期間別の残高 ……21
（3）有価証券の種類別の平均残高 ……21
（4）預証率の期末値及び期中平均値 ……18

4. 金庫の事業の運営に関する事項
イ）リスク管理の体制 ……3
ロ）法令遵守の体制 ……4
ハ）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組みの状況 ……5～6

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
イ）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ‥‥11～12
注記 ……13～16
ロ）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
（1）破綻先債権に該当する貸出金 ……23
（2）延滞債権に該当する貸出金 ……23
（3）3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ……23
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ……23
ハ）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に
定める事項 ……25
ニ）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
（1）有価証券 ……22
（2）金銭の信託 ……22
（3）信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
（デリバティブ取引関係）……22
ホ）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……20
ヘ）貸出金償却の額 ……20
ト）貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金
処理計算書について会計監査人の監査を受けている旨 ‥‥12

6. バーゼルⅢ第3の柱による開示……25～34

店舗のご案内

業務を行う地区一覧（平成31年3月31日現在）

群馬県
富岡市　甘楽郡
前橋市　多野郡
高崎市　北群馬郡
藤岡市　佐波郡
安中市
伊勢崎市
桐生市
太田市
みどり市
渋川市

埼玉県
本庄市
熊谷市
（旧大里郡妻沼町・大里町・江南町を除く）
深谷市
大里郡
秩父市のうち旧秩父郡吉田町
児玉郡

長野県
佐久市
北佐久郡軽井沢町

自動機設置台数

区分	第74期 平成31年3月
ATM（自動入出金機）	146
自動両替機	8

店舗のご案内（平成31年3月31日現在）

地区	店舗名	郵便番号	住　所	電話番号
富岡甘楽郡地区	① 本店営業部	370-2316	富岡市富岡1123	0274-62-3111
	② 一ノ宮支店	370-2452	富岡市一ノ宮1381	0274-63-2045
	③ 七日市支店	370-2343	富岡市七日市842-2	0274-63-6811
	④ 富岡東支店	370-2316	富岡市富岡1218-6	0274-64-0591
	⑤ 高瀬支店	370-2333	富岡市中高瀬553-1	0274-62-3675
	⑥ 下仁田支店	370-2601	甘楽郡下仁田町下仁田370-1	0274-82-2255
	⑦ 小幡支店	370-2202	甘楽郡甘楽町小幡285-3	0274-74-2231
	⑧ 南牧支店	370-2804	甘楽郡南牧村磐戸108-2	0274-87-2542
多野藤岡地区	⑨ 大塚支店	375-0054	藤岡市上大塚375-1	0274-22-6701
	⑩ 藤岡営業部	375-0024	藤岡市藤岡922-4	0274-22-1411
	⑪ 鬼石支店	370-1401	藤岡市鬼石277-2	0274-52-2626
	⑫ 万場支店	370-1504	多野郡神流町万場89-6	0274-57-2236
	⑬ 藤岡東支店	375-0024	藤岡市藤岡1-1	0274-23-8800
	⑭ 藤岡市役所出張所	375-0015	藤岡市中栗須327	0274-24-1035
安中地区	⑮ 安中支店	379-0116	安中市安中2-2-39	027-382-1515
	⑯ 原市支店	379-0133	安中市原市1-12-34	027-385-6388
高崎地区	⑰ 吉井支店	370-2132	高崎市吉井町吉井146-1	027-387-2811
	⑱ 高崎支店	370-0851	高崎市上中居町58	027-326-5311
	⑲ 六郷支店	370-0074	高崎市下小鳥町304-1	027-362-2727
	⑳ 石原支店	370-0864	高崎市石原町3312-1	027-327-3035
	㉑ 剣崎支店	370-0883	高崎市剣崎町1154-1	027-344-3111
	㉒ 倉賀野支店	370-1201	高崎市倉賀野町441-1	027-347-0011
	㉓ 群馬町支店	370-3521	高崎市棟高町1868-111	027-372-2111
	㉔ 井野支店	370-0004	高崎市井野町1121-4	027-361-2828
	㉕ 新町支店	370-1301	高崎市新町2139-6	0274-42-1105
	㉖ 中泉支店	370-3524	高崎市中泉町667-1	027-373-1111
	㉗ 高崎東支店	370-0046	高崎市江木町1421-4	027-322-8811
前橋地区	㉘ 前橋営業部	371-0022	前橋市千代田町2-3-12	027-230-9100
	㉙ 岩神町支店	371-0035	前橋市岩神町3-14-3	027-231-2694
	㉚ 石倉支店	371-0841	前橋市石倉町2-4-9	027-251-2111
	㉛ 天大支店	371-0801	前橋市文京町4-20-20	027-243-4111
	㉜ 芳賀支店	371-0123	前橋市高花台1-9-5	027-269-6821
	㉝ 前橋南支店	371-0805	前橋市南町4-32-18	027-224-1085
	㉞ 片貝支店	371-0013	前橋市西片貝町5-18-35	027-243-3971
	㉟ 新前橋支店	371-0844	前橋市古市町228-2	027-253-2411
	㊱ 駒形支店	379-2122	前橋市駒形町1051-1	027-266-2811
	㊲ 宮城支店	371-0244	前橋市鼻毛石町197-23	027-283-1211
	㊳ 大胡営業部	371-0223	前橋市大胡町34	027-283-3111
	㊴ 若宮支店	371-0032	前橋市若宮町4-18-13	027-231-1581
	㊵ 山王支店	379-2123	前橋市山王町1-19-1	027-266-5050
	㊶ 城南支店	379-2117	前橋市二之宮町1250-3	027-268-2121
	㊷ 小出支店	371-0037	前橋市上小出町3-18-13	027-232-1321
	㊸ 亀泉支店	371-0004	前橋市亀泉町271-5	027-269-8686
	㊹ 富士見支店	371-0103	前橋市富士見町小暮1606-7	027-288-8000
	㊺ 前橋西支店	371-0846	前橋市元総社町2474-1	027-253-4141
	㊻ 総社吉岡支店	370-3602	北群馬郡吉岡町大久保901-1	0279-55-6262
伊勢崎桐生地区	㊼ 伊勢崎支店	372-0031	伊勢崎市今泉町2-946-13	0270-23-1811
	㊽ 新里支店	376-0123	桐生市新里町武井703-1	0277-74-2911
	㊾ 薮塚支店	379-2304	太田市大原町658-1	0277-78-3211
	㊿ 大間々支店	376-0101	みどり市大間々町大間々928-2	0277-73-1801
	(51) 桐生支店	376-0011	桐生市相生町1-321-11	0277-52-5811
埼玉地区	(52) 本庄支店	367-0041	本庄市駅南1-13-10	0495-21-2222
	(53) 上里支店	369-0306	児玉郡上里町七本木3267-1	0495-33-8800

店舗外ATMコーナー

富岡甘楽郡地区	富岡市役所出張所
	スーパー丸幸富岡バイパス店出張所
	下高尾出張所
	ベイシア富岡店出張所
	南蛇井出張所
	新屋出張所
	フォリオ富岡出張所
多野藤岡地区	藤岡総合病院附属外来センター出張所
	藤岡西出張所
	ピアゴ藤岡店出張所
	藤岡東ショッピングセンター出張所
	藤岡市役所出張所
	古桜町出張所
	フレスポ藤岡出張所
高崎地区	ベイシア吉井店出張所
	高崎市役所出張所
	城山町出張所
	高崎オーパ出張所
	西吉井出張所
	並榎出張所
前橋地区	県庁舎出張所
	前橋市役所出張所
	スズラン前橋店出張所
	三河町出張所
	国領出張所
	表町出張所
	前橋駅出張所
	群大病院出張所
	ベルク前橋大島店出張所
	東前橋出張所
	けやきウォーク前橋出張所
	フレッセイ片貝店出張所
	フレッセイ大利根店出張所
	カインズホーム大胡店出張所
	ショッピングセンターアイム出張所
	アバンセ粕川店出張所
	ベイシア前橋おおごモール出張所
	ヤオコー前橋日吉店出張所
	ガーデン前橋出張所
	しみずスーパーモール川原店出張所
	ベイシア前橋モール出張所
	フレッセイ富士見店出張所
	ベイシア前橋ふじみモール出張所
	前橋問屋センター出張所
	ベイシア前橋岩神店出張所
	カインズ前橋小島田店出張所
伊勢崎桐生地区	ベイシア伊勢崎スーパーモール出張所
	ベイシア新里店出張所
	ベイシアマート笠懸店出張所
	さくらもーる出張所

ローンプラザのご案内（平成31年3月31日現在）

店舗名	郵便番号	住　所	電話番号
ローンプラザ高崎	370-0046	高崎市江木町1421-4	027-322-5511
ローンプラザ前橋	371-0033	前橋市国領町2-12-11	027-231-7731